

所定外労働時間の計算方法

○対象労働者

正社員やパート・アルバイト、契約社員など雇用形態を問わず、原則、全ての労働者を対象とします。

○算定期間

【事業開始時】

- ・ 助成金事業（以下「事業」という）が承認された年の前年の8月1日～事業が承認された年の1月31日までの6か月

【事業終了時】

- ・ 事業が承認された年の8月1日～事業が承認された年の翌年1月31日までの6か月

なお、算定上の利便性から、算定期間を若干前後させても差し支えありません。例えば、賃金締切日が25日となっているため、7月26日から1月25日までの半年間を算定期間としても構いません。

○月間平均所定外労働時間数の計算式は次のとおりです。

$$\text{月間平均所定外労働時間数} = \frac{\text{算定期間中の毎月の所定外労働時間の合計}}{\text{算定期間中の毎月の労働者数の合計}}$$

※ 月の途中で入社した労働者は、入社日が月の1日の場合はその月から、2日以降の場合は翌月から計算対象としてください。また、月の途中で退社した労働者は、退社日が月の末日の場合はその月まで、末日以外の場合は前月までを計算対象としてください。

計算例 1 (平成 25 年に事業の承認を受けた場合)

【事業開始時】 (平成 24 年 8 月 1 日～平成 25 年 1 月 31 日) (6 か月)

	H24 年8月	9 月	10月	11 月	12月	H25 年1月	合計
所定外労働時間(時間)	500	500	500	300	300	300	2,400
労働者数(人)	33	33	33	25	25	25	174
	労働者 1 人月間平均所定外労働時間数						13.8

【月間平均】
2,400h ÷ 174人

【事業終了時】 (平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 1 月 31 日) (6 か月)

	H25 年8月	9 月	10月	11 月	12月	H26 年1月	合計
所定外労働時間(時間)	300	300	450	450	450	200	2,150
労働者数(人)	30	30	33	33	33	25	184
	労働者 1 人月間平均所定外労働時間数						11.7

【月間平均】
2,150h ÷ 184人

計算例 2 (事業主が、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を受給

して労働者を休業させている期間が、算定期間中に含まれている
場合)

- ① 平成 25 年に事業の承認を受けたものとします。
- ② 雇用調整助成金を受給して H24 年 11 月に労働者 1 人が部分休業したと
します。
- ③ ②の労働者の当該月の所定外労働時間は 5 時間だったとします。

【事業開始時】 (平成 24 年 8 月 1 日～平成 25 年 1 月 31 日) (6 か月)

	H24 年8月	9 月	10月	11 月	12月	H25 年1月	合計
所定外労働時間(時間)	500	500	500	295	300	300	2,395
労働者数(人)	33	33	33	24	25	25	173
	労働者 1 人1か月平均所定外労働時間数						13.8

上記②の労働者の
所定外労働時間5時間
は含めない

上記②の労働者は
含めない

【月間平均】
2,395h ÷ 173人

【事業終了時】 (平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 1 月 31 日) (6 か月)

	H25 年8月	9 月	10月	11 月	12月	H26 年1月	合計
所定外労働時間(時間)	300	300	450	450	450	200	2,150
労働者数(人)	30	30	33	33	33	25	184
	労働者 1 人1か月平均所定外労働時間数						11.7

【月間平均】
2,150h ÷ 184人